

相続税額の概算方法を理解しておこう

八木正宣

税理士法人SBL代表社員・税理士

ステップ1 課税対象となる 資産の把握

相 相続は、相続発生時における、被相続人が有する一定の財産に対して課税される。

課税される財産には、現金預金、有価証券、不動産といった本来の相続財産のほか、一定の死亡保険金、死亡退職手当金等のみなし相続財産、さらに相続発生前3年以内の相続人に対する贈与財産など

が含まれる。一方で、金融機関等からの借入金やカード債務、葬式費用などは、相続税の課税対象から控除できる。

相続税の概算を計算する前には、まず主な財産や債務の内容を整理し、財産の評価額を把握することが重要だ。以下、相続税の課税対象となる主な財産など、主な項目を解説する。

なお、個別具体的な相続税計算を行い、個別具体的な税務のアドバイスを行うことは税理士法により制限されている。顧客のニーズの深度によ

って、提携税理士を紹介するなどの対応が必要だ。

土地は路線価方式か倍率方式で評価する

・現金
相続が発生する直前に引き出した現金は、現金として相続税の課税対象となる。

・預貯金
相続が発生した時点の預金残高で、定期性預金の場合には預金利息を含む。なお、夫婦や親子等の親族間で行われる、いわゆる「名義を借りた預貯金」は、本人の相続財産

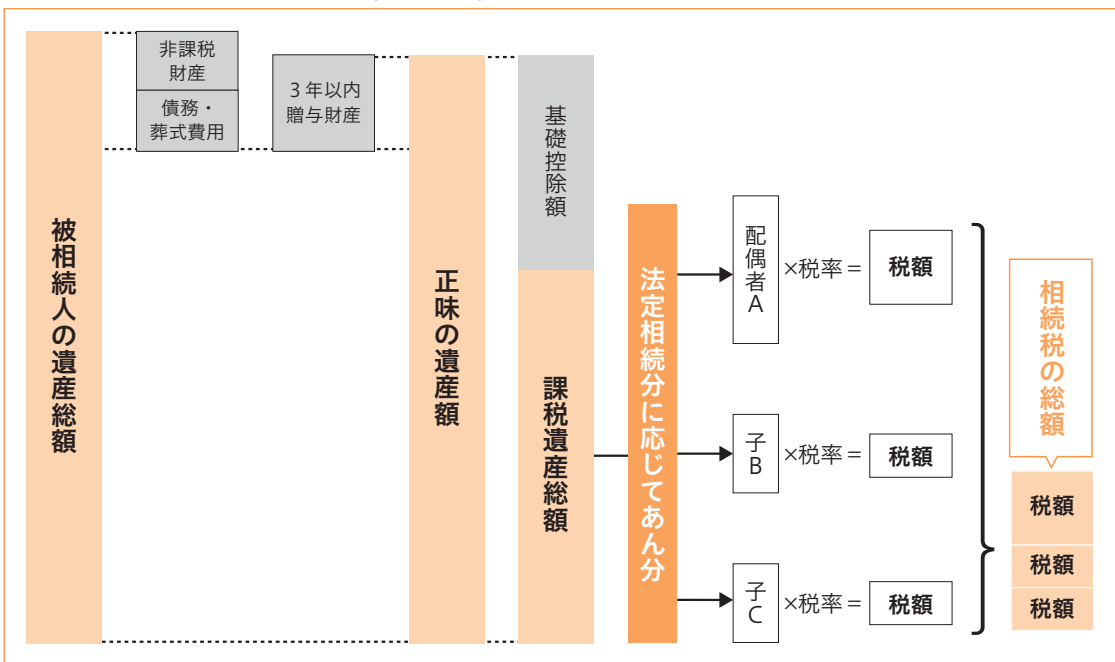
とみなされて相続税の課税対象となる。

・有価証券
原則として、相続が発生した日の最終価格による。ただし上場株式は、相続発生日の最終価格、相続発生月、その月の前月、その月の前々月の最終価格の月平均額のうち、最も低い金額で評価する。

・土地
土地は原則として、一利用単位ごとに路線価方式と倍率方式のいずれかで評価する。路線価方式では毎年7月1日に国税庁より公表される路線価（道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額）を基に評価する。

一方の倍率方式は、路線価が定められていない地域の評価方法で、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算する。この倍率も国税庁より毎年7月1日に公表される。

図表1 相続税の総額の算出手順（第1段階）



(出所) 筆者作成

なお相続税の概算を計算する際、宅地であれば固定資産税評価額の1.14倍を用いる方法が有用だ。これは宅地の公示価格を100%とした場合に、路線価はその80%、固定資産税評価額は70%を目安に定められているからだ。

・小規模宅地等の特例
被相続人の居住用または事業用、賃貸事業用の一定の宅地は一定の条件の下、限度面積（居住用330㎡、事業用400㎡、賃貸事業用200㎡）までの部分について、その80%（貸付事業用宅地等は50%）が減額される。

・みなし相続財産
相続財産ではないが、死亡を原因に相続人などが受け取る生命保険金や死亡退職金等については、相続財産と同様の経済的効果を持つため相続税の課税対象としている。この死亡保険金や死亡退職金については、それぞれ「法定相

続人の数×500万円」の非課税枠が設けられている。

・贈与財産の加算
相続等により財産を取得した人が、死亡日前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の評価額を、相続財産に加算して相続税の計算を行う。なお、令和6年1月1日以降の贈与より、生前贈与の相続財産への加算期間が、死亡前3年以内から7年以内へと拡大することとなる。

また被相続人からの生前贈与につき、相続人等が相続時精算課税制度を選択した場合は、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額を加算する。

・債務・葬式費用
相続発生日において存在する金融機関からの借入金や連帯債務、固定資産税等の税金、未払医療費などの債務、葬式費用については、マイナスの相続財産として相続税の課税対象から控除できる。